

(仮称) 小田原市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定の背景

犯罪被害者やその家族又は遺族の多くは、犯罪による直接的な被害に加え、心身の不調や治療費等の経済的な負担などの様々な問題に苦しめられています。また、周囲の配慮に欠ける対応や言動等によって精神的な苦痛などの二次被害を受けることも少なくありません。

これらの犯罪被害者等が抱える様々な問題に対応するためには、住民に最も身近な基礎自治体が関係機関等、市民等及び事業者と協力し、支援に取り組むことが求められています。

2 制定の目的

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等についての基本理念、責務、支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称) 小田原市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

3 制定する条例

(仮称) 小田原市犯罪被害者等支援条例

4 条例の骨子(案)

(1) 支援の基本理念

ア 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとします。

イ 迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとします。

ウ 犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとします。

エ 犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとします。

(2) 市の責務

(1)の基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、その施策が円滑に実施されるよう関係機関等と相互に連携及び協力を図り、実施するものとします。

(3) 市民等の責務

(1)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとします。また、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めるものとします。

(4) 事業者の責務

(1)の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めるものとします。また、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとします。

(5) 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施するものとします。また、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くよう努めるものとします。

(6) 犯罪被害者等への支援

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を実施するものとします。

ア 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための支援金の支給等による支援

イ 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している場合の法律相談の実施等による支援

ウ 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある場合の家事、子育て等に要する費用の助成等による支援

エ 犯罪等により精神的な被害を受けた場合の心理相談の実施等による支援

オ 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合の転居等に要する費用の助成等による支援

カ 雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援

(7) 市内で発生した犯罪等による市内に住所を有しない被害者等への支援

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、相談及び情報の提供等を実施するものとします。

(8) 人材の育成

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとします。

(9) 民間支援団体への支援

市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を実施するものとします。

(10) 市民等への教育、啓発活動等

市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、教育、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとします。

(11) 支援を実施しないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を実施しないことができるものとします。

(12) 意見の反映

市は、犯罪被害者等の支援を適切に実施するため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとします。

(13) 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとします。

5 施行日

令和7年4月1日を予定